

# 院内感染対策に関する取組事項

## 1 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

適切な院内感染防止対策を講じて、患者さんや医療従事者の安全を確保し医療の質の向上を図ることを目指します。

## 2 院内感染対策のための組織

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。

また、感染防止対策チーム（ICT）を委員会内に設置し、感染防止対策の実務を行います。

## 3 院内感染防止対策のための研修

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上のため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

## 4 院内感染発生状況の報告

感染防止対策チームは院内感染発生、薬剤耐性菌検出などの報告を受け、それを把握して速やかに具体的対応を行います。

## 5 院内感染発生時の対応

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染防止対策チームが感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療施設や保健所と速やかに連携し対応します。

## 6 患者さん等への情報提供

感染症の流行が見られる場合は、ポスター等の掲示物で情報提供を行い、手洗い、マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

## 7 地域連携

西三河北部医療圏感染対策合同カンファレンスに参加し、地域の病院と連携していきます。

## 8 患者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本取組事項は院内に掲示し、患者さん及びご家族さまの希望に応じ、常時閲覧可能とします。

## 9 その他

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。